

マンガで
謎解き

リースのメリット

戦略的リースの活用法



 ひろぎんリース株式会社



リースの経済的機能

- 1 技術革新の速い現代では、現在の技術があっという間に陳腐化してしまうリスクがあります。とはいえその都度自己資金で設備投資を賄うには限界がありますが、リースはこうした課題を補完する有力な設備調達手段となります。
- 2 リースは一時に資金を用意することなく設備調達ができ、しかも担保を差入れる必要もありません。保有資産を担保提供する必要がないため、将来の資金調達に備え担保余力を温存できます。リースによる資金調達代替機能は財務上、極めて有効です。
- 3 リース利用中の事務手続きはリース料支払いのみで、それ以外の事務は全てリース会社が行います。リース料という手数料を支払うことで、面倒な手続きをアウトソーシングしているのと同じ効果が得られます。

リース取引の種類

リース取引の種類には次の2種類があります。

1 ファイナンス・リース

この取引は、

- ①リース料総額が物件価額及び付随費用（リース会社がリース物件の取得に要した調達コスト、固定資産税、動産総合保険料等）の概ね全部を支払うよう定められていること（フルペイアウト）。
- ②リース期間中における契約の解除が禁止されていること（中途解約禁止）の2点が要件となります。

2 オペレーティング・リース

ファイナンス・リースの要件を満たさない取引は全てオペレーティング・リースと呼ばれています。



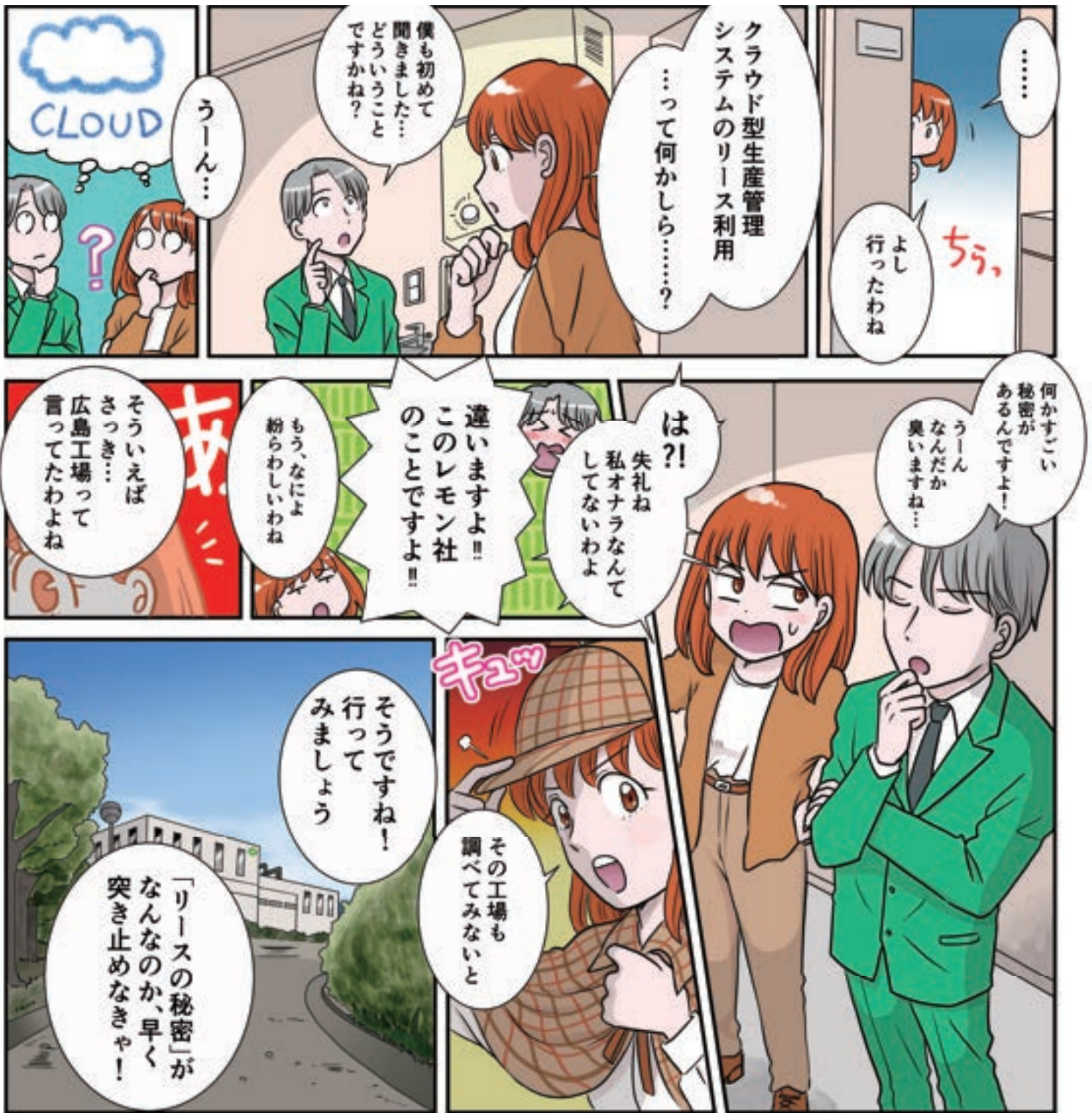
クラウド使用権のリース

- 1 従来は利用者が手元のコンピューターで使用していたデータやソフトウェアを、インターネットなどのコンピューターネットワーク経由で利用者に提供するものがクラウドサービスです。
- 2 生産管理をはじめ人事評価・管理、財務会計など企業経営に必要な様々なシステムを、社内のコンピューターで管理するのではなく、クラウド（まさに空の上の雲）上のサービスを利用することで、コンピューターの購入やシステム導入の費用が節約でき、いつでもどこでもアクセス出来るようになることから、利便性の大幅な向上が期待できます。最近ではクラウドサービスを提供する会社が多数あり、その使用権をリースする仕組みが構築されています。

※クラウドの種類によっては、リースの対象外となる場合があります。

リース利用のメリット I

- 1 設備導入時に多額の資金調達が必要で、かつ毎月一定のリース料を支払うことで物件使用が可能です。資金や借入枠の温存で、他の有利な投資機会に運用できます。
- 2 毎月のリース料支払と物件の保守管理だけで、固定資産台帳作成や固定資産税の申告・納付、保険契約締結と保険料支払事務など、事務管理の省力化が図られます。
- 3 企業が自前で設備投資を行った場合は、原価計算のために減価償却費、固定資産税、保険料等の経費項目を設備ごとに集計する必要がありますが、リースは全てのコストがリース料に集約されているためコスト把握が容易にできます。



リース利用のメリットⅡ

払いをしますので、偶然の事故によって生じる殆ど全ての損害が担保されます。(お客さまの任意保険加入状況により個別に対応が分かれる場合もあります)

- 5 手数料** リース会社の管理手数料等に該当します。これら**1**~**5**の合計額が、リース料総額となり、これをリース期間の月数で割ったものが「月額リース料」となります。また、月額リース料を**1**の物件価格で割ったものが「月額リース料率」です。この月額リース料率はあくまでも毎月の支払リース料が物件価格のどれくらいを占めているかを表す割合であり、融資などで使う金利(年利率)とは異なり、両者は比較できる指標ではないので注意が必要です。

- 1** 設備の使用予定期間に合わせてリースの更新ができるため、物件の陳腐化リスクに対抗できます。また企業の設備投資更新計画に合わせたリース期間設定も可能で柔軟性があります。
- 2** リース料には物件価額の他に、取引に付随する一切の費用が含まれており、所有することにより発生するコストや、物件管理に伴って発生する人件費等の事務コスト負担などを総合的に判定すると、借入購入に比して有利になることもあります。
- 3** 物件の所有権がリース会社にあるため、リース期間終了時には物件をリース会社に返却することで、処分等の手間を要しません。また環境関連法制等、各種法制に則った適正処分が行われるため安心感があります。



リースと割賦の相違点

- 1 リース会社の取扱商品に「割賦」もあります。一時に多額の資金を必要とせず、分割して支払うという点においてリースと類似していますが相違点があります。
- 2 リースの場合は物件の所有権は最初から最後までリース会社にあり、お客さまに所有権が移転することはありませんが、割賦の場合は全割賦代金が払い込まれた後に所有権がお客さまに移転します。但し事務管理・保守管理はお客さまが負うことになり、リースであれば動産総合保険でカバーできる危険負担部分も、お客さまの責任において負担することが一般的です。一方税務面では減価償却費を損金算入できるため、定率法適用により当初の節税効果を大きくできるメリットもあります。

リース料の構成要素

リース料はだまかに以下の5項目から構成されています。

- 1 **物件価格** リース物件の取得価格でリース会社がサプライヤーに支払う金額です。
- 2 **資金コスト** リース会社がリース物件購入に際して金融機関から借入する資金の利息相当額です。
- 3 **固定資産税** リース物件も固定資産であり、その所有者であるリース会社には地方税法に定められた税率で固定資産税が課されます。車のリースであれば自動車税や重量税・取得税などがこれに代わります。
- 4 **保険料** リース物件には火災や盗難などの損害に備えて動産総合保険が付保されます。保険料率は物件の種類によって異なりますが、全てリース会社が損害保険会社に支



残存価額と「購入選択権付リース」

- 1 残存価額とはリース期間終了時に見込まれるリース物件「処分価値」を指します。省略して残価と呼ばれることも一般的です。リース会社はリース期間終了後、お客さまから物件返還を受け、それを中古市場で売却することがありますが、いくらで売却可能かを当初契約の段階で予見積もり、残存価額が見込めれば、リース物件の取得価格から控除します。
- 2 これを応用しリース期間終了時に予め設定した金額でリース会社から物件購入できる権利を有する「購入選択権付リース」もあります。このリースではリース期間終了時の購入価格を残存価額とみなし、物件価格から控除してリース料計算されるため、リース料が低く抑えられるメリットがあります。

リース期間の設定

- 1 リース税制に定める適正リース期間は、リース物件の法定耐用年数の70%以上と定められています。但し法定耐用年数が10年以上の物件の場合は60%以上と定められています。
- 2 法定耐用年数とは課税の公平性を図るために省令によって資産の種類ごとに一般的な陳腐化の程度を織り込んだ年数を指します。
資金繰りを勘案し毎年の資金負担を軽くすべくリース期間を長期化することも出来る一方で、陳腐化が早い物件については、リース期間を短期化することも可能です。お客さまの財務戦略に合わせ、最も経営効率の良い期間設定をご相談いただけます。



■会社概要

社名	ひろぎんリース株式会社
所在地	広島市中区紙屋町1丁目3番8号
設立	1980年10月17日
資本金	100,000,000円
事業内容	総合リース業

PC・タブレット・
スマホから
このマンガが読めます



マンガ

ひろぎんリース株式会社

【本社営業部】	〒730-0031	広島市中区紙屋町1丁目3番8号	TEL082-545-3738	fax082-545-3798
【福山支店】	〒720-0812	福山市霞町1丁目1番1号	TEL084-932-0324	fax084-932-0372
【呉支店】	〒737-0045	呉市本通3丁目5番4号	TEL0823-22-5757	fax0823-22-5744
【尾道支店】	〒722-0035	尾道市土堂2丁目7番11号	TEL0848-24-0441	fax0848-24-0440
【松山駐在所】	〒790-0006	松山市南堀瑞町6番5号	TEL089-986-8818	fax089-921-7118
【岡山支店】	〒700-0913	岡山市北区大供1丁目3番3号	TEL086-234-5035	fax086-234-5025
【山口支店】	〒745-0034	周南市御幸通2丁目15番地	TEL0834-21-3230	fax0834-21-3251



ホームページ